

1. 概要

- ・平成29年6月25日19時30分頃、東区下南部の県道瀬田熊本線を走行中の車両に、沿道民地奥からの倒木が直撃し運転者が死亡したもの。
- ・令和4年2月10日に最高裁に上告の手続き等を行うが、令和4年12月22日に最高裁から上告棄却等の判断がなされ、熊本地裁判決及び福岡高裁判決が確定したもの。

2. 判決確定内容

- ①熊本市は被害者の父親に対し、土地所有者と連帯して110万円に遅延損害金を加えた金員を支払え。
- ②熊本市は被害者の母親に対し、土地所有者と連帯して110万円に遅延損害金を加えた金員を支払え。
- ③熊本市は被害者が加入していた保険会社に対し、土地所有者と連帯して4776万2362円に遅延損害金を加えた金員を支払え。

3. 賠償について

- ・被害者側の意向で熊本市に賠償金全額の請求がなされたため、令和5年1月25日に支払いを行った。
- ・今後は、土地所有者と求償の協議を行い賠償金の負担割合を決めることになる。

4. 判決要旨

- ・過去の倒木等の発生から、県道沿いの私有地内に倒木危険性のある樹木の存在を市は把握していた。
- ・これまでの市の対応では沿道私有地からの倒木を十分に防止できていなかったことが認められる。
- ・県道やその周辺状況から本件樹木の倒木は予測可能であった。
- ・これに対する安全措置が講じられていたとはいえない以上、県道の管理に瑕疵があった。

5. 今後の方針

- ・樹木の管理者が伐採等の適切な安全対策を行うことを前提としつつも、判決では、現場の状況を踏まえ、危険が予測される箇所に対しては、対策が必要とされた。
- ・今後の道路パトロール実施や通報等において、民有地内の樹木が倒木の恐れがあるなどの急迫の事態・緊急措置が必要と判断される場合は、人命を最優先に考え、これまで以上に指導を徹底する。
- ・危険個所の地形や形状、車両等の通行状況等も踏まえ、その箇所に応じた最善の対策を検討していく。

① 道路パトロールの強化

(沿道の危険樹木等に対する点検巡視項目を追加したパトロールを1月から実施)

② 危険樹木等処理についてのマニュアル策定

(土木センターにおける樹木処理業務の明確化による指導の徹底)

- ・危険樹木処理対応と並行して、実務上における課題の抽出し、検討会議を通じてマニュアルの深化を図る。

【イメージ】

